

長浜市指定地域密着型サービス事業者等の指定に係る同意の基本方針

(目的)

第1条 この基本方針は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定及び法第115条の12第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る法第78条の2第4項第4号及び法第115条の12第2項第4号の同意（以下「同意」という。）についての基本的な方針を定め、地域密着型サービスの適正な運営と介護保険の被保険者（以下「被保険者」という。）の円滑なサービス利用に資することを目的とする。

(同意基準)

第2条 市長は、市内に所在する指定地域密着型サービス事業所又は指定地域密着型介護予防サービス事業所（以下「指定地域密着型事業所」という。）の指定について他市町村長から同意を求められたときは、同意の可否を当該市町村長に通知するものとする。

2 市長は、次のいずれかに該当する場合は、同意をしないものとする。

- (1) 当該指定地域密着型事業所の定員に空きがないとき。
- (2) 当該指定地域密着型事業所を利用する他市町村の被保険者の数が、別表に定める定員を超えるとき。ただし、特段の事由があると認める場合はこの限りでない。
- (3) その他、市長が同意しないことが適当であると認めたとき。

(市外事業所の指定基準)

第3条 市長は、長浜市を被保険者とする被保険者が市の区域外に所在する指定地域密着型事業所の利用を希望するときは、当該被保険者の申出に基づき、当該指定地域密着型事業所に受入れの可否を確認した上で、指定地域密着型事業所の所在する市町村の長に対し、指定に係る同意を求めることとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、同意を求めないことができる。

- (1) 市内に所在する指定地域密着型事業所の定員に空きがあるとき。
- (2) その他、市長が同意を求めないことが適当であると認めたとき。

(他市町村から転入した者の市内指定地域密着型事業所の利用)

第4条 他市町村からの異動により新たに本市の被保険者となった者の市内に所在する認知症対応型共同生活介護事業所、介護予防認知症対応型共同生活介護事業所又は地域密着型介護老人福祉施設の利用については、本市の被保険者となった後3か月を経過した者に限るものとする。ただし、特段の事由があると認める場合はこの限りでない。

(長浜市地域密着型サービス運営委員会への協議)

第5条 長浜市高齢者保健福祉審議会規則（平成25年規則第74号。以下「規則」という。）第7条第1項第2号に規定する事務のうち、他市町村の区域に所在する事業者の指定等については、規則第6条第1項第1号で規定する長浜市地域密着型サービス運営委員会（以下「委員会」という。）への協議を省略する。ただし、市長は事後に委員会に対して指定等の概要を報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この基本方針は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

1 この基本方針は、平成29年8月24日から適用する。

附 則

1 この基本方針は、令和元年7月1日から適用する。

(経過措置)

2 この方針の適用前にした指定及び同意については従前の例による。

別表 (第2条関係)

サービスの種類 (介護予防を含む)	他市町村の被保険者の定員
地域密着型通所介護 (療養通所介護含む)	定員の1 / 4以内
認知症対応型通所介護	定員の1 / 4以内
小規模多機能型居宅介護	定員の1 / 6以内
認知症対応型共同生活介護	定員の1 / 4以内
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員の1 / 6以内
看護小規模多機能型居宅介護	定員の1 / 6以内